法定代理人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名及び住所並びに精神の機能の障害の有無（申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住所
精神の機能の障害の有無		

発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住所	保有する株式の数又は 出資の金額
精神の機能の障害の有無		

備考

１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

３　「特定船舶再資源化解体施設の概要」の欄については、その記載に代えて、当該特定船舶再資源化解体施設の構造を明らかにする図面等を添付することができる。

４　「特定船舶の再資源化解体を行う体制の概要」の欄については、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

５　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所並びに精神の機能の障害の有無の記載を要する各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

７　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第二号様式（第三条関係）

許可番号　第　　号
Certificate No. ----------

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の要件に従って
船舶の再資源化解体を行うための許可証（DASR）
Document of Authorization to conduct Ship Recycling (DASR) in accordance with the requirements of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）に基づき、日本国政府の権限の下に、　　が発給する。
（条約上の権限ある当局の正式名称）

Issued under the provision of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by .
(Full designation of the Competene Authority under the Conventiuon)

特定船舶再資源化解体施設の名称 Name of Ship Recycling Facility	
再資源化解体業者の法人番号 Distinctive Recycling Company identity No.	
特定船舶再資源化解体施設の住所 Full address of Ship Recycling Facility	
主要な連絡担当者 Primary contact person	
電話番号 Phone number	
電子メールアドレス E-mail address	
所有会社の名称、住所及び連絡先 Name, address, and contact information of ownership company	
作業言語 Working language(s)	

この許可証は、この特定船舶再資源化解体施設が、条約附属書第３章及び第４章の規定に従い、管理体制、管理手続及び管理技法を実施したことを確認する。
This is to verify that the Ship Recycling Facility has implemented management systems, procedures and techniques in accordance with Chapters 3 and 4 to the Annex to the Convention.

この許可証は、　　まで効力を有するものとし、添付の追補に定める制限に従う。
This authorization is valid until　　and is subject to the limitations identified in the attached supplement.

この許可証は、条約附属書第16規則の規定により、変更、停止、取消し又は定期的な更新の対象となる。
This authorization is subject to amendment, suspension, withdrawal, or periodic renewal in accordance with regulation 16 of the Annex to the Convention.

において発給した。
（証書の発給の場所）
Issued at
(Place of issue of the authorization)

（発給の日）
(Date of issue)

国　土　交　通　大　臣　　(印章)
厚　生　労　働　大　臣　　(印章)
都　道　府　県　労　働　局　長
環　　境　　大　　臣　　(印章)